（定時・臨時）株主総会議事録

（役員報酬の改定に関する件　記載例 A：事業年度開始から 3 か月以内の通常の改定）

年　月　日（　曜日）午前・午後　時　分から、当会社の本店において、（定時・臨時）株主総会を開催した。

注：Web 会議などで出席した株主・取締役がいる場合は、その出席の方法も書く。例「○○取締役は Web 会議システムにより出席した」

株主の総数　　名　　議決権の総数　　個　　出席株主数　　名　　出席株主の議決権数　　個
出席した取締役　○○○○、○○○○　　出席した監査役　○○○○（置かない場合は削除）
議長　代表取締役　○○○○

議長は、開会を宣し、本総会は有効に成立した旨を告げ、議案の審議に入った。

議案　取締役の報酬の改定に関する件

議長は、次のとおり取締役の報酬を改定したい旨を述べ、その可否を諮ったところ、出席株主の議決権の（全員一致・過半数）をもって、原案どおり承認可決した。

対象の取締役	代表取締役　○○○○
改定の理由	○○（例：業務の拡大に伴い、役割と責任が増えたため）
改定前の月額	円（　　年　月から　　年　月まで）
改定後の月額	円
適用開始月	年　月分から
適用終了	年　月分まで（事業年度の終了月まで同じ額を支払う）

注：3 か月の期間は、事業年度の開始日から 3 か月を経過する日までです（例：4 月 1 日に始まる事業年度は 6 月 30 日まで）。この日までに、株主総会の決議などで給与を改定していることが条件です（法人税法施行令 69 条 1 項 1 号イ）。改定後の新しい額は、決議の翌月分以降の支給から適用するのが一般的です。

注：事業年度の開始日から 3 か月を経過する日までに改定し、改定前の期間と改定後の期間のそれぞれで毎月同じ額を支払えば、定期同額給与として損金に算入できます（法人税法 34 条 1 項 1 号、法人税法施行令 69 条 1 項 1 号イ）。

注：毎年決まった時期に行う改定が 3 か月を過ぎる特別の事情の例は、親会社の定時株主総会が終わらないと決議できない場合などです（法人税基本通達 9-2-12 の 2）。申告期限の延長の特例を受けている会社は、3 か月が「指定月数に 2 を加えた月数」になります。いずれも顧問税理士に確認してください。

注：この総会の前後で、決めた額と実際の支給額が一致していることを給与台帳で確認する。

以上をもって議案の審議を終了し、議長は午前・午後　時　分、閉会を宣した。

上記の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び出席取締役が次に記名押印する。

年　月　日
○○株式会社　（定時・臨時）株主総会

議長・代表取締役　○○○○　　印
出席取締役　　○○○○　　印

出席監査役　　○○○○　　印

議事録の作成に係る職務を行った取締役　○○○○

注：記載例Bと記載例Cも、議案部分を差し替えて、この日付・署名欄を使う。

記載例 B：臨時改定事由による期中の改定

注：事業年度の途中でも、役員の職制上の地位の変更、職務内容の重大な変更など、やむを得ない事情があるときの改定は、改定後も定期同額給与として扱われる（法人税法施行令 69 条 1 項 1 号ロ）。議事録の議案部分のみを差し替えて使う。A の表の項目（対象の取締役、改定の理由など）を参考にする。

議案　取締役の報酬の改定に関する件（臨時改定事由）

議長は、次の事由が生じたため、取締役の報酬を改定したい旨を述べ、その可否を諮ったところ、出席株主の議決権の（全員一致・過半数）をもって承認可決した。

（1）改定の事由　　○○（例：　　年　月　日付で、取締役○○○○が専務取締役から代表取締役に就任し、職制上の地位が変更になった）

（2）改定前の月額　　円　　（3）改定後の月額　　円

（4）適用開始月　　年　月分から（事由が生じた日以後の月とする）

注：社長が退任して副社長が社長に就任する場合や、合併で職務の内容が大きく変わる場合などが該当する例です（法人税基本通達 9-2-12 の 3）。「利益が出たから増やしたい」といった理由は該当しません。事由を裏づける資料（登記事項証明書、辞令など）を一緒に保管する。

記載例 C：業績悪化改定事由による期中の減額

注：会社の経営状況が著しく悪化したことで、やむを得ず役員報酬を減らす改定は、定期同額給与として扱われる（法人税法施行令 69 条 1 項 1 号ハ）。売上の急減、主要な取引先の倒産、金融機関からの借入の返済条件の変更の申入れなど、客観的な事情が必要。一時的な資金繰りの都合や、単に「利益を減らすため」は認められない。

議案　取締役の報酬の減額に関する件（業績悪化改定事由）

議長は、当会社の経営状況が著しく悪化しているため、取締役の報酬を減額したい旨を述べ、その可否を諮ったところ、出席株主の議決権の（全員一致・過半数）をもって承認可決した。

（1）減額の理由　　○○（例：主要取引先○○社との契約終了により、直近 3 か月の売上が前年同期比○%に減少し、売上の減少により経営状況が著しく悪化し、金融機関への返済条件の変更を申し入れたため、役員報酬の減額を含む経営改善計画を実行する必要が生じた）

（2）経営状況を示す事実　　○○（例：売上高、取引先の動き、金融機関との協議の状況。資料は別添）

（3）改定前の月額　　円　　（4）改定後の月額　　円

（5）適用開始月　　年　月分から

注：減額の理由を書いた議事録と、経営状況を示す資料（試算表、取引先との契約終了の連絡、金融機関への相談記録など）をセットで残す。株主・債権者などとの関係で減額が避けられない状況かが、税務上の判断材料になる。

注：臨時改定事由・業績悪化改定事由の要件の細かい扱いは、国税庁の通達（法人税基本通達 9-2-12 の 3、9-2-13 など）で示されている。実際に使う前に、顧問税理士に確認する。

※このひな形は一般的な記載例です。定款の定め・会社の機関設計により必要事項が異なります。税務は税理士、法務は弁護士・司法書士にご確認ください。役員報酬の額が不相当に高額な部分は、定期同額給与でも損金に算入されません（法人税法 34 条 2 項）。中小企業節税ラボ（setsuzei-labo.com）